

指定整備事業者の皆様へ ～電子車検証の取扱いについて～



- 電子車検証での指定整備を行う際は、必ず
「車検証閲覧アプリ」 を使用して下さい。

アプリのインストールはこちらから⇒



●アプリ使用の流れ

車検証閲覧アプリ (オンラインモード)
を使用し、**電子車検証のICタグ**を
読み取る

表示された 車検証情報 又は
「自動車検査証記録事項」をPDF
形式で表示(印刷可)により確認する



●注意事項

電子車検証発行時や更新時に、支局から
発行される「自動車検査証記録事項」では、
指定整備を行うことは出来ません。



必ず「車検証閲覧アプリ」から電子車検証に記録されている車検証情報又は、
「自動車検査証記録事項」で記録の確認を行い指定整備を実施して下さい。



上から順番にクリップで止めて提出してください。

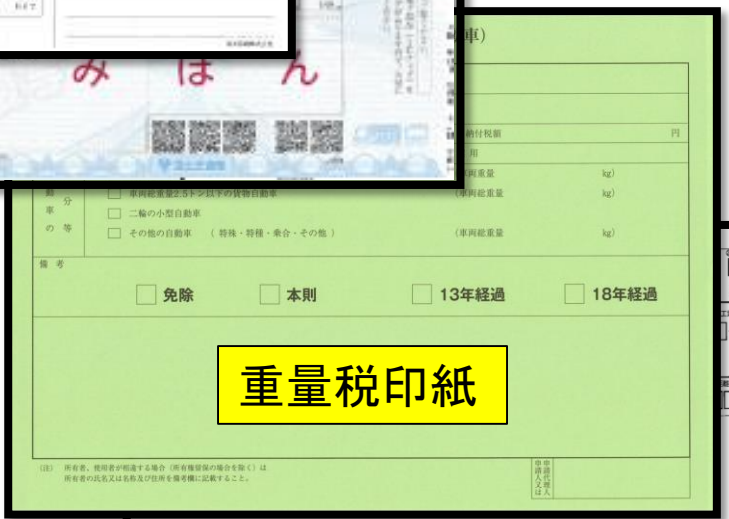
1. 保安基準適合証 (紙)



2. 電子自動車検査証



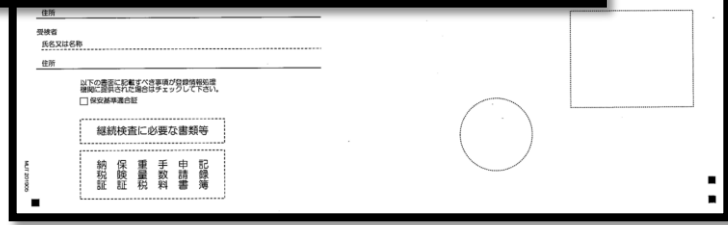
3. 自動車重量税納付書



4. 継続検査申請書
(OCRシート)



5. 自動車税納税証明書
(電子確認可)



※オートバイは証明書の提示が必要です。



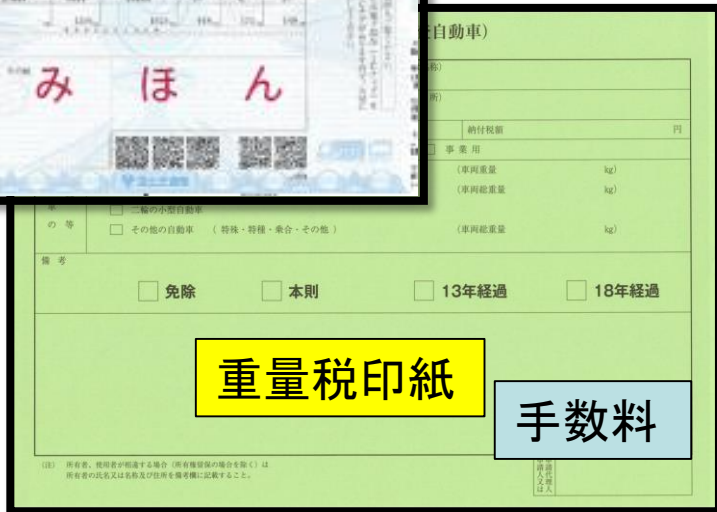
上から順番にクリップで止めて提出してください。



1. 電子自動車検査証

2. 自動車重量税納付書

(手数料も重量税納付書に貼り付けて下さい。)

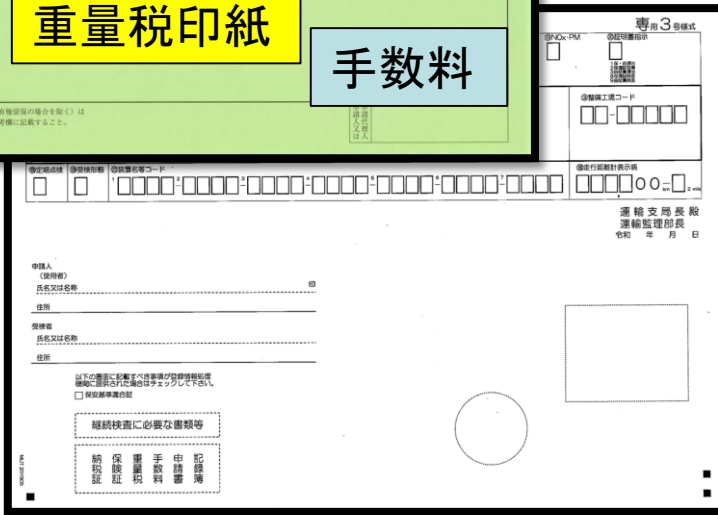


3. 継続検査申請書

(OCRシート)

4. 自動車税納税証明書

(電子確認可)



※オートバイは証明書の提示が必要です。